

# レンタル申込書

## FAX:03-3255-5680

- ・ 太枠内に必要事項を記入しメールまたはFAXでご送付ください。

Mail:info@attainj.co.jp FAX:03-3255-5680

- ・ お申し込み内容を弊社で確認し、弊社よりご連絡差し上げて各項目を確認し、場合によっては期間の変更等のご相談をさせていただきます。ご了承をいただいた時点でレンタル契約の成立といたします。請求書を郵送しますので、銀行振込をお願いします。入金確認後にレンタル商品をお届けし、レンタル開始となります。
- ・ レンタル申込書をご送付いただいた時点で、本書下部記載のレンタル契約条項にご同意いただいたものとさせていただきます。
- ・ メールまたはFAXをいただいた後に、捺印された原本を下記宛てにご郵送ください。

101-0041東京都千代田区神田須田町2-19-8酒井ビル アテイン株式会社 レンタル係宛

- ・ 不明点等は下記までお問い合わせください。

Mail:info@attainj.co.jp TEL:03-3255-4721



### ■申込者

申込日	年 月 日 ( )		
申込者名	フリガナ ..... 印	部署名	フリガナ .....
会社名	フリガナ .....		
会社住所	フリガナ 〒 -		
TEL		FAX	
Mail			

### ■送付先 申込者に同じ

住所	フリガナ 〒 -		
会社名 部署/氏名	フリガナ .....		
TEL		FAX	

### ■レンタル商品

開始希望日	年 月 日	返却希望日	年 月 日
商品名			数量
備考			

## レンタル契約条項

### 第1条 (目的)

本契約は、この用紙に設定されたレンタル申込書（以下「本申込書」といいます）に記載されたお客様（以下「甲」といいます）とアテイン株式会社（以下「乙」といいます）との間のレンタル取引の取り扱いについて定めたものです。

### 第2条 (レンタル契約の成立)

本契約は、甲が本申込書に必要事項を記載して乙に申込み、乙がレンタル商品、貸出期間等の記載内容を確認し、在庫状況、貸し出し状況等を勘案して貸し出し可能と判断し、甲にその旨連絡したときに成立します。

### 第3条 (レンタル期間)

原則として、本申込書に記載していただいた期間を貸出期間としますが、貸し出し状況等によっては別途ご相談し、ご了承いただいた期間をレンタル期間とさせていただきます。

### 第4条 (レンタル商品の引渡し)

レンタル商品の引渡しに要する運送等の諸経費は乙の負担とします。

### 第5条 (レンタル料金)

レンタル料金は、レンタル商品が甲の指定する送付先に届いた日の翌日を起算日とし、第3条により甲乙合意した返却日の前日までをレンタル料金計算期間とし、別途御案内する料金表を適用して計算します。

### 第6条 (お支払い)

お支払いは原則として前払いとし、入金確認後に貸し出しを開始するものとします。ただし、法人のお客様でそのお申し出を乙が承した場合に限り、当月の料金を月末に計算し、翌月末までにお支払いいただくことができますものとします。

### 第7条 (遅延損害金)

甲は、レンタル料金等、本契約に基づく金銭の支払を怠ったとき、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年10%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

### 第8条 (返却遅延)

レンタル商品の返却が予定期日に間に合わないときは、甲は可及的速やかに返却できるよう最大限努力するとともに、遅延日数分の乙の算定による損害賠償金を乙に支払うものとします。

### 第9条 (不良品の取り扱い)

レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥によりレンタル商品が正常に動作しない場合は、甲は速やかに乙に対してその旨を通知し、乙の了承を得た後に当該物件を乙に送付し、乙は当該不具合を確認した後、代替品を甲に送付します。

### 第10条 (レンタル商品の管理義務)

甲はレンタル商品を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、レンタル商品をその本来の使用目的以外に使用しないものとします。

### 第11条 (所有権の確認)

レンタル商品の所有権は乙にあります。甲は譲渡、質入、転貸、改造、分解、修理、調整、標識の除去、毀損等を行うことはできません。

### 第12条 (レンタル商品の滅失等)

レンタル商品が、不注意、事故、盗難、天災地変その他不可抗力の場合を含め、乙の責によらず紛失、滅失、毀損、汚損、損傷し、修復不能、又はそれに準じる事態となったときは、甲は乙に対しその旨通知し、乙がその事情を認めたとき本契約は終了します。この場合、甲はその原因の如何を問わず、レンタル商品の購入代価相当額を直ちに乙に支払うものとします。レンタル商品返却後に前記のような事態が判明した場合も同様とします。また、修理可能と判断される場合には、その修理代金は甲の負担とします。

### 第13条 (契約解除)

乙は、甲が次の各号の一に該当したとき、催告なしに即座にこの契約を解除できるものとします。

1. レンタル料等の支払いを怠ったとき。
2. 小切手または手形の不渡りを出したとき。
3. 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申立があったとき。
4. 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
5. 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
6. この契約の条項の一にも違反し、乙が期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、甲がこれに応じないとき。

### 第14条 (契約解除に伴う措置)

本契約が解除されたときは、甲は甲の負担で直ちにレンタル商品を乙に送付して返還し、併せて未払いのレンタル料金を即座に乙に支払うものとします。

### 第15条 (合意管轄)

甲乙はこの契約に関する紛争解決について、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

101-0041東京都千代田区神田須田町2-19-8

アテイン株式会社

TEL:03-3255-4721 FAX:03-3255-5680

<http://www.attainj.co.jp/>